

平成 26 年度第 2 回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会農政部会  
会議録

1 日時：平成 26 年 10 月 23 日（木）午前 10 時 01 分～11 時 29 分

2 場所：千葉中央コミュニティセンター 4 階 41 会議室

3 出席者：

（1）委員

大原明保委員（部会長）、河合謹爾委員（副部会長）、善積康夫委員、  
加藤邦博委員、宗近功委員

（2）事務局

角田農政部長、川田農政センター所長、青木農政課長、子安農業生産振興課長、  
和泉都市農村交流室長

4 議題：

（1）千葉市中田都市農業交流センターの管理運営の基準及び提案について

（2）千葉市乳牛育成牧場の管理運営の基準及び提案について

5 議事の概要：

（1）千葉市中田都市農業交流センターの管理運営の基準及び提案について

千葉市中田都市農業交流センターの管理運営の基準及び提案について、事務局  
からの説明の後、申請団体へのヒアリングを実施のうえ審議を行い、提案書が管  
理運営の基準に適合している旨を決定した。

（2）千葉市乳牛育成牧場の管理運営の基準及び提案について

千葉市乳牛育成牧場の管理運営の基準及び提案について、事務局からの説明の  
後、申請団体へのヒアリングを実施のうえ審議を行い、提案書が管理運営の基準  
に適合している旨を決定した。

6 会議経過：

【青木農政課長】 それでは、定刻を少し過ぎてしまいましたが、ただいまより平成  
26 年度第 2 回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会農政部会を開催させてい  
たできます。

本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。本日進行を務めさせて  
いただきます農政課長の青木です。よろしくお願いいたします。

本日、経済農政局長の神谷ですが、所用のため欠席とさせていただきます。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、一部事前に送付させていただいておりますが、中田都市農業交流センタ  
ー管理運営の基準、事業計画書、収支予算書、指定管理事業対照一覧表、資料 2、乳牛

育成牧場管理運営の基準、事業計画書、収支予算書、指定管理事業対照一覧表となっております。

また、参考資料といたしまして、乳牛育成牧場管理運営の基準新旧対照表。あと、次第には記載はございませんが、中田都市農業交流センターと乳牛育成牧場の指定管理者総合評価シートをお配りさせていただいております。不足等はございませんか。大丈夫ですか。

本日の会議ですが、市の情報公開条例第 25 条により、公開されております。現在までのところ、申し込みはございません。

また、会議の成立についてですが、委員総数 5 名のうち、全員の出席をいただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第 10 条第 2 項に基づき、成立しております。

それでは、開催に当たりまして、農政部長の角田よりご挨拶申し上げます。

**【角田農政部長】** おはようございます。農政部長の角田でございます。委員の皆様方には、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日の部会につきましては、中田都市農業交流センターと乳牛育成牧場の管理運営基準と指定管理予定候補者から提出されました事業計画書との適合状況等につきまして、皆様に忌憚のないご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**【青木農政課長】** それでは、本日の流れについてご説明をさせていただきます。

本日は、中田都市農業交流センター、乳牛育成牧場の指定管理予定候補者の選定でございます。両施設は非公募での選定となり、あらかじめ選定された団体がございます。

まず、中田都市農業交流センターの所管課より、第 1 回選定評価委員会でいただいた意見をもとに変更いたしました管理運営の基準の変更点について説明をさせていただきます。その後、指定団体である中田市民農園管理運営組合から事業計画について説明をさせていただきます。その後、質疑応答を行い、事業計画が管理運営の基準に適合しているのか、ご意見を伺いたいと思います。

続きまして、乳牛育成牧場の施設所管課より管理運営の基準の変更点、指定団体である千葉酪農農業協同組合から事業計画について説明をさせていただき、中田都市農業交流センターと同様に質疑応答、事業計画が管理運営の基準に適合しているかのご意見を伺いたいと思います。

以上でございます。

それでは、これからは大原部会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【部会長】** それでは、議事に沿って進めたいと思います。

議題 1、中田都市農業交流センターの管理運営の基準及び提案について、中田都市農業交流センターの管理運営の基準の変更点について、事務局から説明をお願いします。

**【川田農政センター所長】** 農政センター所長の川田でございます。おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、千葉市中田都市農業交流センターの管理運営の基準につきましてご説明を

させていただきます。お手元にお配りさせていただきました右上、資料1をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

8月27日に開催されました第1回指定管理者選定評価委員会でご審議をいただき、当委員会から頂戴いたしましたご意見を踏まえまして、修正を加えた主な変更点、3点ございますが、こちらについてご説明させていただきます。

初めに、1点目でございますが、今後とも新事業の展開に努めてほしいということについてのご意見です。これにつきましては、管理運営の基準の15ページをお願いいたします。そこに第5、自主事業がございます。こちらをご覧ください。新事業の展開につきましては、積極的な取り組みを心がけることが重要であると考えております。また、進めるに当たりましては、利用者ニーズへの対応を基本に考えることが必要でありますので、本文の5行目から記載をしてございますが、「事業の運営並びに新たな企画・誘致においては、市と協議するとともに、モニタリングの実施による利用者ニーズに考慮し工夫すること」というふうに変更させていただいております。また、年度の途中でも対応ができますように、その下の「また書き」でございますが、「当該年度の実施計画に変更が生じる場合は、市の承認を得ること」というふうに追記をさせていただきました。

このことに関連いたしまして、以前よりご指摘をいただいておりますモニタリングの実施につきましては、13ページの7をご覧くださいなのですが、そのモニタリング業務でございます。(1)のイ、1行目の後半でございますが、「利用者に呼びかける等、積極的なアンケート回収を含めたモニタリング手法を検討し、より多くの利用者の意見の把握に努めること」と変更いたしまして、利用者ニーズの把握に努めることとさせていただきます。

次に、2点目でございますが、知名度を高める努力をし、契約率の向上を達成することを期待する。また、野バラ園の咲きばえによる宣伝効果に期待するというご意見でございますが、6ページをご覧くださいと思います。6ページの(7)に、新たに「利用促進業務」といたしまして、指定管理者は市民農園の利用促進を図るため、野バラ園を含めた本施設を積極的かつ効果的に広報・宣伝をし、知名度を上げる努力をすることといたしまして、市民の皆様への周知を図り、利用の拡大につなげて参りたいと考えております。

最後に、3点目でございますが、17ページの8をご覧くださいと思います。利益等の還元ですが、利益の還元につきましては平成22年第2回千葉市定例市議会におきまして、指定管理施設の利用料金改定のための条例改正議案に関し、利用料金収入が指定管理者の想定額を上回る額となった場合には一定額を帰属させるなど、利用料金収入を市民に還元するための措置を講ずるよう指定管理者との協議を行うことと、附帯決議がされております。このことを受けまして、既に他の都市農業交流センター、2つございますが、こちらのほうにも定めてありますとおり、同様に中田都市農業交流センターにおきましても、利益の還元において、「指定管理者は、指定管理委託料の管理運営に係る収入が、管理運営経費を大きく上回り大幅な利益が見込まれる場合に、その利益の一部を市に還元するものとする」との内容を新たに設置いたしました。

主な修正箇所につきましては、以上の3点でございます。

また、その他詳細なご説明は今回省略をさせていただきますが、一部について文章の表現をよりわかりやすいものに修正をさせていただくとともに、重複しています表記につきましては削除するなど、全体的な見直しをさせていただいております。

千葉市中田都市農業交流センターの管理運営の基準の修正につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

【部会長】 それでは、今の説明について何か質問がございますでしょうか。ご発言をお願いします。

特に質問が無いということであれば、続いて、中田市民農園管理運営組合から事業計画等について説明をお願いしたいと思います。事務局は中田市民農園管理運営組合の方を入室させてください。

( ヒアリング )

※不開示情報が含まれる可能性があるため省略

【部会長】 じゃあ、改めてご退席いただいた上で、各委員のそれぞれのご意見がございましたらお願いいたします。

【委員】 ちょっとよろしいですか。さっきの説明の中で、市民農園利用率が8割がベストだというこちら側の意見だったんですけども、行政側から見たときにどうなんですかね。予備を残して8割と、8割がマックスとして捉えるということについて。

【川田農政センター所長】 先ほどご説明がありましたけども、やはり開設当初から8割というものを1つの目標にしています。2割の余裕というのはできれば埋まってほしいなと私どもは思いますけども、先ほど管理者のほうから意見があったように、やはり予備的なものも必要だというご意見もありますので、8割埋まれば十分かなと思っています。

【委員】 なるほどね。

【川田農政センター所長】 はい。

【委員】 いや、事業者、行政、一体的な考え方のもとかということだけ確認したかったのです。ありがとうございました。

【部会長】 8割というのは面積ですよ。

【川田農政センター所長】 区画数で8割ですね。40平米と20平米の区画があるんですが、40平米のほうは人気が高くて100%となっています。20平米のほうは若干少なくなっていますので、面積割りでいうともうちょっと高くなります。ただ、やはりなれてこられると、20平米では足りないというご意見が多くなるんじゃないでしょうか。一般的に市民農園は市内でもやっていますけど、40平米というのはなかなかありませんので、40平米のほうは魅力が非常にあると思います。今後、20平米のものを2つ連続して借りていただくだとか、そんな手法も組合のほうは考えているようでございますので、その辺は期待をしているところでございます。

【部会長】 非公募の関係で、この来年度からの5年間にわたる事業計画が、市のほうから示されてる管理運営の基準に適合するかどうかということの結論をいただく委員会というのが今日の趣旨でございます。そのための決をとる上で、ご意見がございましたらご発言ください。

【委員】 よろしいですか。指定管理総合評価シートの評価もよろしいですし、当選定評価委員会での意見３点についても事業計画書に十分な対応をされるということが見られるので、ふさわしいのではないかと個人的には考えます。

【部会長】 それでは、一応結論のほうへたどり着きたいと思いますけども、改めてお諮りします。中田都市農業交流センター事業計画書につきましては市の示した管理運営の基準に適合しているということではよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【部会長】 じゃあ、異議なしということで、当委員会の結論、意見としたいと思います。中田都市農業交流センター管理運営の基準及び提案につきましては以上でございます。

事務局におかれましては、今後の指定団体との協議の中で、よりよい管理運営に向けて、本部会において委員から示された意見を十分に考慮し、反映させていただきたいと思います。

続きまして、議題２に移ります。乳牛育成牧場の管理運営の基準及び提案について、乳牛育成牧場管理運営基準の変更点について、事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いします。

【子安農業生産振興課長】 農政センター、農業生産振興課長の子安でございます。よろしくお願いいたします。まず、説明の前に、乳牛育成牧場の資料につきまして、つい最近までバタバタとお見苦しい点をお見せしまして、非常に申しわけございませんでした。差しかえ等を郵送等で送らせていただいたんですが、今日改めてここで説明させていただきたいと思います。今後、このようなことがないように十分反省しております。

それでは、ちょっと座らせていただきます。

８月２７日に開催されました第１回指定管理者選定評価委員会でご審議をいただきました乳牛育成牧場管理運営につきまして、その基準を修正いたしましたので、主な修正・変更箇所についてご説明いたします。

まず、管理運営の基準の１ページの中段、２の一般事項でございます。なお、今回新旧の表を別にお手元に配付しておりますので、ただ、ここでは管理運営の基準で説明させていただきます。一般事項なんですけども、乳牛育成牧場の目的として、「酪農の振興と市民の休養に資すること」というふうに記述がございました。これを「酪農の振興に資すること」に修正いたしました。この件は、乳牛育成牧場の位置づけについて変更するものであります。乳牛育成牧場は公の施設ではございますが、防疫上の観点から一般の利用を制限するために、一部変更をするものであります。また、（１）の関係法令の遵守の項目において、今までは管理運営業務の事業計画の内容に関連する関係法令等を遵守することとしておりましたが、今回の管理運営の基準においては関係法令をアからキに具体的に列挙いたしました。

続きまして、２ページ、３の用語定義の表ですけども、この項目の中から「育成期間延長」、それから「市有牛」、「混飼」、「搾乳」、「簡易検査」、「抗生物質」、「乾乳」という、ちょっと多いんですけども、用語、項目を削除しました。理由といたしましては、受精卵移植事業の中止に伴い成牛管理がなくなるため、成牛管理に関する項目を削除したも

のでございます。それから、また「乳牛発育標準」という用語を「標準発育値」に変更するとともに、「原田池」という項目も、乳牛育成牧場区域外の施設であるため、削除いたしました。

続きまして、3 ページの上段でございます。1 の乳牛管理業務についてでございますが、項目から「成牛管理業務」、「牛乳管理業務」を削除いたしました。これは受精卵移植事業の中止に伴い成牛管理が無くなるため、成牛管理に関する項目を削除したものでございます。

また、同じ3 ページ中段の2、維持管理業務の項目において、「(6) その他、施設維持のための業務」から、(6) を「保守警備業務」、「(7) その他の業務」、「(8) 修繕に係る経費について」に変更いたしました。これは業務内容を具体的に列挙することにより、業務内容を明確にするためでございます。

次に、3 ページの下から4 行目、預託事業でございます。一般利用を制限することから、ここにもともと「(2) その他、預託に付随する事業」というのが1 番、今、(1) 乳牛の預託しかございませんが、その下の「(2) その他、預託に付随する事業」という項目がございましたので、これを削除しました。

次に、4 ページ、第3、乳牛管理業務基準、1 の基本的事項でございます。(4)、(5)、(6)、「情報公開」、「個人情報保護」、「利用許可業務」という3 項目については今回ここに追加いたしました。

次に、5 ページの上段にもともと「イ 利用の許可」の本文中に「乳牛発育標準」という言葉がございましたが、今こちらには「標準発育値」というものに変更しております。利用の許可から下に3 行目、「日本ホルスタイン登録協会の標準発育値」というこの言葉を変更いたしております。

また、5 ページの3、乳牛の育成業務、(1)「育成期間中の飼養管理業務」の本文中より、「ほ育育成」という項目を削除しまして、また、ここには(3)に「成牛管理業務」、それから(4)に「牛乳管理業務」の項目がございましたけども、これを削除いたしました。これも受精卵移植事業の中止に伴い成牛管理がなくなるため、成牛管理に関する項目を削除したものでございます。

同じく、10 ページの第5、経営管理業務基準、2 の事業報告書の作成業務でございます。(2) 月事業報告書の項目でございますけども、この中から「市有牛の飼育状況」という項目を削除しました。

それから、12 ページの第6、預託事業でございます。一般利用を制限することから、第6 の預託事業には2 に「その他の事業」とございましたが、これも削除いたしました。

それから、13 ページの第7、その他でございます。4、5、6 にそれぞれ再委託、公租公課、利益等の還元につきまして追記いたしました。

それから、9、その他で、管理運営の基準に記載のない事態が発生した場合または疑義が生じた場合の、指定管理者の対応について明文化したものでございます。

その他、全編にわたり、句読点や読み仮名等の表記を修正いたしました。

千葉県乳牛育成牧場管理運営の基準の修正については以上でございます。よろしくお願いいたします。

【部会長】 今の説明について、何かご質問がございますでしょうか。

【委員】 よろしいですか。ちょっとわからないんで教えてください。基本的に成牛の管理というのが無くなったということですね。

【子安農業生産振興課長】 はい。

【委員】 それで、どこかにかかわっているんですけど、牛乳の販売というのはまだ残っていますよね。

【子安農業生産振興課長】 いや。

【委員】 無い？ 無くなるんですか。

【子安農業生産振興課長】 はい。

【委員】 では、乳が出るということは、搾乳はされる。それは無くなる？

【子安農業生産振興課長】 はい。

よろしいですか。

【部会長】 どうぞ。

【子安農業生産振興課長】 今回のうちのほうの管理の基準の中には受精卵移植業務というのを今まで継続していましたが、委託していましたが、これを市としては取りやめると。別の方法を模索するという事で、それを取りやめました。受精卵移植を行わないと、受精卵移植のために千葉市の市有牛が必要だったんですけども、まずそれを行わないということになると、市有牛自体が要らなくなるということでございます。それで、そこで市有牛から発生する牛乳も出なくなる、無くなりますので、預託事業だけです。子牛を農家さんから預らせていただいて育てるだけです。受精卵移植が無くなるということは、牛乳も、市有牛そのものがうちのほうは廃止という方針でございまして。

【川田農政センター所長】 少し補足をさせていただきます。

【部会長】 お願いします。

【川田農政センター所長】 今、子安課長から説明しましたが、市の育成牧場の管理をする方法として、今まで市で持っていた牛の管理が非常にお金がかかるということで、この業務を廃止しようというところから始まっております。この後、候補者のほうから自主事業として説明がありますが、市の事業としては取り除くんですけども、せっかく質の高い牛がいますので、この牛の管理をやっぱり継続したいというようなご意見がありまして、今まで売れた生乳、牛乳の部分については市の歳入として上がってきていたんですけども、それをもう全くなしと。けども、指定管理者の自主事業として千葉市の牛を借りてもらって、その事業をやっていくと今考えております。市の歳入は無くなるんですが、経費がかかりませんので、行ってこいのような状況なんですが、それを指定管理者側のほうで業務としてやっていただくというようなことを計画しております。

これをやるに当たっては、いろいろな議論があるんですけども、本来は指定管理期間は5年間ですが、これからの新しい3年間の中で、またこの方針をきちんと整理をして、千葉市としての姿勢を決めていこうと考えておりますが、当座3年間はこのようなやり方で維持をしていきたいと。1つ、酪農家というのは非常に数が減ってきておりまして、市の財政投資をするのがいかにかという考え方もあるんですが、酪農家さんのほうから

は乳牛育成牧場の価値観というのを非常に高く評価していただいております。牧場がなくなると自分たちもやっていけないというようなご意見を委員の方からいただいておりますので、何とか維持をしていきたいということで、所管のほうでは考えておる次第でございます。

以上でございます。

【部会長】 ちょっと比較はできないんですけども、大幅に受精卵移植事業というのが本来の事業目的から外れたということになった場合の補助金といいますか、予算的にいうと管理者に払う委託料ですが、これは比較できていないんですけど、今までの実績とどうなんですかね。大いに違うんですか、それとも同じなんですか。

【子安農業生産振興課長】 指定管理委託料でございます、市のほうから支払う、27年から29年まで毎年3,500万円を予定しております。これは昨年度と比べると指定管理料としては1,600万ほど低くなっております。

【部会長】 わかりました。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

それでは、千葉酪農農業協同組合から事業計画について説明をお願いしたいと思いますので、事務局は千葉酪農農業協同組合の方を入室させてください。

( ヒアリング )

※不開示情報が含まれる可能性があるため省略

【部会長】 ご退席いただいた上で、改めてご意見がございましたらご発言願います。

【委員】 ちょっとよろしいですか。中田とあわせてですが、堆肥とか腐葉土は例の放射能の問題はどういうふうになっているのでしょうか。

【子安農業生産振興課長】 今でも堆肥については一般的、要するに……。

【川田農政センター所長】 牛ふんは大丈夫です。腐葉土は使わないでくれということとで出ておりますので、それは皆さんに……。

【委員】 そうですか。そうすると、育成牧場でできる堆肥については問題ないと。

【川田農政センター所長】 はい。

【委員】 ただ、そのあたりでできる腐葉土、中田あたりのを集めて腐葉土をつくるというのはまずいと。

【川田農政センター所長】 腐葉土はだめです。

【委員】 ということなんですか。で、牧草は問題ないんですね。

【川田農政センター所長】 ないです。

【部会長】 先ほどの質問の繰り返しなんですけども、レンタル料というのはいただくわけじゃないんだと。

【川田農政センター所長】 はい。

【部会長】 市有牛についてですね。

【川田農政センター所長】 はい。

【部会長】 で、生まれた子供はどういうふうになるんでしたっけ。

【川田農政センター所長】 生まれた子供の処分について、例えば売り払いにしても、その歳入は組合側に入るというふうに考えています。市側には入らない。

【部会長】 売り払うまでに育てなきゃいけない、普通のあれがありますよね。普通に預かるのと同じような。

【川田農政センター所長】 はい、経費がかかります。

【部会長】 それは市はちゃんと払うんですか。

【川田農政センター所長】 払いません。

【部会長】 払わない。

【川田農政センター所長】 はい。組合側が負担します。ただ、27年の4月1日現在の頭数という表現がありましたけども、最終的にはその頭数だけは必ず確保する。いわゆる市有牛として同じ頭数は確保していくことになる。で、いつになるかは明確には申し上げられませんが、最後の段階、もうこれは辞めちゃうんだといった場合には、その預けてある売り払った牛のお金は市に入ります。どんどん変わっていくかもしれませんが、死んじゃったりしてもう使えなくなっちゃった牛は次の新しい牛を、14頭なりを確保していきます。最後にこの業務をやめるといったときに、それを売り払います。売り払ったお金は市に入ります。組合ではありません。

【委員】 管理費と相殺ということなんですね。

【川田農政センター所長】 そうです。

【委員】 子牛が生まれるとあれ、備品でしたっけ。

【川田農政センター所長】 そうですね。

【委員】 一々登録を抹消しなきゃいけないんですか。

【川田農政センター所長】 そうですね。

【委員】 だから、そういう頭数管理はしっかりしておかないと、お金のやり取りは自主事業だから向こう側でやれという話で、その辺の備品の管理だけは市のほうでしておかなきゃいけないということですね。

【川田農政センター所長】 それはそうですね。あくまでも市の財産です。

【委員】 生まれた雌の子供は残りますよね。

【川田農政センター所長】 そうですね。

【委員】 そうすると、それはどこに帰属するんですか。

【川田農政センター所長】 生まれたものは、その14頭内で残していくもの以外は組合側が販売なり、売り払います。

【委員】 雄は売り払って、雌は何か残しておく。

【川田農政センター所長】 残しておきます。

【委員】 そうすると、それはどこに帰属するんですか。

【川田農政センター所長】 売り払えば酪農家さん、農家さんの所有物になりますけども、生まれたものは市有牛として育成していく以外は、数を保っていく以外は、それはもう組合側です。

【委員】 それも組合側。

【川田農政センター所長】 組合側になります。

【委員】 組合になる。はい、わかりました。

【部会長】 え？ そうなりましたっけ。

【川田農政センター所長】 はい。

【部会長】 例えば、数字がはっきりしないんでわからないんですが、14 頭だとしますよね。14 頭は常に確保するわけでしょう。

【川田農政センター所長】 そうです。

【部会長】 雌の子供を育てて、親にするまで。

【川田農政センター所長】 はい。

【部会長】 それは市のものになるんじゃないんですか。

【川田農政センター所長】 それは市のものになります。

【部会長】 14 頭は。

【川田農政センター所長】 はい、14 頭は。それ以外は……。

【部会長】 雌でも売ると。

【川田農政センター所長】 はい。16 頭なり、17 頭になった場合には余分と言ったらおかしいですけど、その部分は販売をしていく、売り払っていきます。

【部会長】 ほかにご意見ございますでしょうか。

【委員】 1 つ、すいません。利用の制限を一応防疫体制の面からしたじゃないですか。完全にシャットアウトしちゃったのかなと思ったら、さっき言われていたように小学生の見学コースにしていると。それは例外の例外ということで。一般を制限しただけであって、小学生の見学コースは従来どおり残すと。

【川田農政センター所長】 そうですね。あと、団体さんで申し込みがあった場合には受けています。だから、ふらっと来て入れちゃうのが非常に危ないということで、それはご遠慮していただいています。

【委員】 わかりました。

【部会長】 ほかにご発言がなければ、乳牛育成牧場事業計画書については市の示した管理運営の基準に適合しているということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【部会長】 異議なしということで、乳牛育成牧場管理運営の基準及び提案については以上でございます。

それでは、事務局におかれましては、今後の指定団体との協議の中で、よりよい管理運営に向けて本部会において委員から示された意見を十分に考慮し、反映させていただきたいと思います。

本日の議事は終了しましたので、事務局にお返しいたします。

【青木農政課長】 ありがとうございました。本日いただきましたご意見を十分反映して、指定団体と協議を進めてまいります。

その後、11 月末から市議会第 4 回定例会が開催されますので、そちらのほうで指定管理者の指定の議案を提出させていただきたいと思います。

次に、本日の議事録ですが、第 1 回と同様、案ができましたら各委員の皆様にごらんいただき、その後部会長さんに承認いただいたものを確定とさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして平成 26 年度第 2 回千葉市経済農政局指定管理者選定評価

委員会農政部会を終了いたします。ありがとうございました。